小口事業資金融資あっせん申込前確認リスト

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第３項第１号から第６号までに規定する小規模企業者であること。（裏面参照）　　　　　従業員数：　　　　　　名* 従業員数とは家族従業員、臨時の使用人、会社役員は含みません。
 |
| □ | 既に融資を受けている保証協会の保証付融資の合計残額が２，０００万円以下であること。 |
| 【運転資金・設備資金・緊急特別運転資金】 |
| □ | 市内で同一事業を引き続き１年以上営み、現に当該事業を継続している法人又は市内に引き続き１年以上住所を有し、市内で同一事業を引き続き１年以上営み、現に当該事業を継続している個人であること。 |
| □ | 既に納期の経過した市税を納付していること。 |
| □ | 融資を受けた武蔵村山市小口事業資金（同種のものに限る。）を償還中でないこと。 |
| □ | 【緊急特別運転資金】最近３か月又は最近１年間の生産額又は売上高が前年同期と比較して１０％以上減少していること。 |
| 【普通創業資金・特定創業資金】 |
| □ | 事業を営んでいない個人であって、融資を受けた日から起算して６か月以内に個人として若しくは新たに法人を設立して市内で創業すること又は個人として若しくは法人を設立して市内で創業してから１年以内であるということ。 |
| □ | 【特定創業資金】産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条第２９項第１号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 |

小口事業資金融資あっせん申込をする前に、下記表の対象条件をご確認ください。

年　　　月　　　日

確認者:

【小規模企業者とは】

　中小企業法第２条第３項第１号から第６号で定められています。

1. 法第２条第３項第１号の会社及び個人

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 常時雇用する従業員数 |
| 製造業等 | ２０人以下 |
| 小売業 | ５人以下 |
| サービス業 | ５人以下 |
| 卸売業 | ５人以下 |

1. 法第２条第３項第２号の会社及び個人

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 常時雇用する従業員数 |
| 宿泊業 | ２０人以下 |
| 娯楽業 | ２０人以下 |

1. 法第２条第３項第３号の「特定事業を行うもの又は組合員数の３分の２以上が特定事業を行う」事業協同小組合
2. 法第２条第３項第４号の「従事する組合員数が２０人以下」の特定事業を行う企業組合
3. 法第２条第３項第５号の「常時使用する従業員数が二十人以下」の特定事業を行う協業組合
4. 法第２条第３項第６号の「常時使用する従業員数が２０人以下」の医業を主たる事業とする法人

【常時使用する従業員数とは】

労働基準法第２０条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。

以下の方は含まれません。

1. 会社役員、個人事業主本人および家族従業員
2. 日々雇い入れられる者
3. ２か月以内の期間を定めて使用される者
4. 季節的業務に４か月以内の期間を定めて使用される者